

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用
(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 保育あり

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

政治家などの寄附は禁止されています

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、選挙区内の方に対して寄附をすること(政党や親族に対するものなど例外を除く)は、いかなる名義でも禁止されています。

◆贈らない お年賀などを贈ることや、新年会などに祝儀を出したり、酒などを差し入れることも禁止されています。

◆求めない 有権者が政治家に対し、寄附を出すよう勧誘や要求することも禁止されています。

◆あいさつ状の禁止 政治家が選挙区内の方に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や寒中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

☎選挙管理委員会事務局 ☎内線3033

公害防止設備改善資金利子補給金の申請受付

公害防止のための設備改善資金を金融機関から借り入れた中小企業に対し、借り入れ資金の利子の一部を補給します。

◆対象事業 ①ばい煙、騒音、振動、臭気、廃液、光害、ヒートアイランド現象などの公害防止に必要な施設、機械、器具、装置または工作物の購入、設置、改善または修理、②所有するディーゼルトラックやバスの廃車に伴う同等程度の低公害車または九都県市指定低公害車への買い換え、③所有するディーゼルトラックやバスへの粒子状物質減少装置の装着。

◆対象事業所 ①市内中小企業で、原則として市内の同一場所で同一事業を引き続き1年以上行っている事業所、②事業税と市民税を滞納していない事業所。

◆利子補給の内容 平成23年1~12月分「対象事業」に係る融資金額の合計が2,000万円以内のものに対する利子の3分の2(年利2%以内)。

※償還開始の日から起算して7年以内にかかる利子に限ります。

☎1月10日(火)~2月29日(木)に交付申請書と添付書類を環境政策課(第二庁舎2階)へ
☎同課 ☎内線2523

住民票などのコンビニ交付停止のお知らせ

証明書種類追加に向けたシステムの更

新や東京都の回線のメンテナンスに伴い、コンビニ(セブン-イレブン)での住民票の写し・印鑑登録証明書交付を一時停止します。市内の自動交付機は使用できます。

◆停止期間 1月11日(水)・12日(木)午前6時30分~午後11時、1月21日(土)・22日(日)(予備日)午前10時30分~午後7時

※メンテナンスの状況により、停止時間を変更する場合があります。

☎市民課 ☎内線2326

お詫びと訂正

「広報みたか」平成23年12月18日発行号に誤りがありました。お詫びして訂正します。

◆8面「三鷹二〇一一年 この一年」三鷹阿波おどりの開催日

誤:7月20・21日

正:8月20・21日

☎生活経済課 ☎内線2543

税金

固定資産税・都市計画税の減免

①相続税のため物納された固定資産、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、③国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産などは、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます(事由が生じた後に納期限が到来するものが対象)。

☎納期限7日前までに所定の書面を資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

償却資産申告は1月20日(金)までに

市内に事業用資産をお持ちの方は、償却資産の申告が必要です。なお、賃貸ビルなどを借りて事業をしている方(テナント)が自分の費用で施行した内装・造作および建築設備などは、テナントの方から申告してください。

☎1月中(なるべく1月20日(金)まで)に資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

※申告用紙は平成23年12月に送付しました。届かない場合はご連絡ください。

1月31日(火)は市民税・都民税の納期(第4期)です

納期内納付にご協力ください。市税を未納のままにすると延滞金が加算されます。特別な事情で納期内納付が困難な場合は、納税課(市役所2階25番窓口)へ

ご相談ください。納税には、金融機関やコンビニエンスストア、ペイジーマーク付きATMでのお支払いや、便利な口座振替をご利用ください。

☎同課 ☎内線2422(納税相談)・2417(口座振替)

インターネットなら確定申告が便利です

国税庁ホームページHP <http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で24時間申告書の作成ができ、印刷して税務署へ郵送などで提出できます。

また、「e-Tax(電子申告)」を利用すると1月16日(月)~3月15日(木)まで申告が可能です(メンテナンス時間を除く24時間)。

◆申告書の提出は1月4日(水)から

☎所 武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)

※2月上旬に確定申告書作成会場を設置予定です。会場設置前の申告相談は混みあいます。

☎同税務署 ☎0422-53-1311(自動音声案内)
☎同課 ☎市民税課 ☎内線2342へ

国保・年金

20歳がスタート! 国民年金

日本に住む20~60歳未満のすべての人は国民年金に加入します。国民年金は老後の生活や障がいにより働けなくなった場合などに本人や家族を経済的に支えます。加入の届け出や保険料の納め忘れがあると、年金を受けられないことがあります。

☎20歳の誕生日までに武蔵野年金事務所から郵送される加入届に必要な事項を記入し、市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ(厚生年金などの加入者を除く) ※加入届が届かない場合はご連絡ください。
☎三鷹市市民課 ☎内線2395、武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

子育て・教育

西児童館 乳幼児のおそびひろば(1月前半)

☎①ちびっこの日=開館日午前9時~午後1時、②サークルタイム=月~土曜日午前11時30分から

◆ちびっこの日スペシャル

☎①正月あそび=4日(水)午前10時30分から、②凧つくり=12日(木)午前10時30分から
☎いずれも当日会場へ

☎同館 ☎0422-31-6039

むらさき子どもひろばの催し(1月)

◆乳幼児対象の定例行事

☎0歳~就学前のお子さん、①ヒノキアレルギーの方を除く

☎①積み木パラダイス=月曜日午前9時~正午、②げんきっ子ランド=火~金曜日午前9時~10時50分、③みんなであそぼ!=火~金曜日午前11時~11時30分(10日(火)・11日(水)・25日(水)・26日(木)を除く)

☎いずれも当日会場へ

◆乳幼児対象のスペシャルイベント

☎①②④0歳~就学前のお子さん、③1歳6カ月~就学前のお子さんと親15組、⑤0~1歳6カ月のお子さんと母親15組

☎①手形スタンプ=10日(火)・11日(水)午前11時~11時30分、②変身!スペシャルパースデー=19日(木)・20日(金)午前11時20分~11時30分(10時30分までに受付へ)、③冬の季節遊び=21日(土)午前10時30分~11時30分、④にこにこキッズ=25日(水)午前10時45分~正午(10時30分~40分に受付へ)、⑤mamaカフェ=26日(木)午前10時30分~11時30分

☎④のみ牟礼コミュニティセンター
☎物①⑤タオル
☎☎①②④当日会場へ、③⑤事前に同ひろばへ

◆小学生対象のスペシャルイベント

☎①一輪車教室=17日(火)午後3時30分~4時30分(3時15分~30分に受付へ。雨天中止)、②きせつあそび、えほん、わらべうたとともに=19日(木)午後3時40分~4時20分、③冬の季節遊び=21日(土)午後2時30分~3時30分

☎所①のみ四小校庭

☎物①飲み物、タオル、持っている人は一輪車
☎①②当日会場へ、③事前に同ひろばへ
☎同ひろば ☎0422-49-5500

星と森と絵本の家の催し(1月)

☎①春の七草スタンプラリー=5日(木)~7日(土)の開館時間中(7日午後1時30分~2時30分に七草がゆの試食。無くなり次第終了)、②新年鏡開き(獅子舞、お汁粉)=5日(木)午後1時~2時、③むかしあそびの日(おはなしばあば)=7日(土)午後2時30分から、④絵本のおはなし=9日(祝)午後2時から、⑤絵本リレーぶらす(テーマのもの)=11日(水)午後3時30分から、⑥街頭紙芝居=15日(日)午前11時30分から

1/10まで! 第17回 まちづくりフォトコンテスト作品受付中

テーマは「この素晴らしき三鷹」。四季折々の自然、人々の触れ合い、まちの表情など、市内で撮影した写真を募集します。どなたでも応募できます。一般部門と中学生以下部門があります。

☎市、(株)まちづくり三鷹

◆応募作品 平成23年1~12月に市内を撮影した未発表およびほかに発表予定のない作品

◆受付期間 1月10日(火)(消印有効)まで

※審査後に入賞作品を含む全応募写真を展示する作品展を行います(応募者全員に参加記念品あり)。くわしくは同社ホームページHP <http://www.mitaka.ne.jp/photo/ayumi/17/youkou.html>をご覧ください。

☎同社フォトコンテスト事務局 ☎0422-40-9669

「サステナブル都市三鷹研究会」の報告書が提出されました

☎環境政策課 ☎内線2523

三鷹市が目指すサステナブル都市(持続可能な都市)についての基本的な考え方を検討した報告書が、昨年12月6日、「サステナブル都市三鷹研究会」座長の東京農業大学地域環境科学部濱野周泰教授より清原市長に提出されました。同会は、三鷹ネットワーク大学と市が共同設置した三鷹まちづくり総合研究所内に、平成23年度に新たに設けた研究会で、この報告書は、今後のサステナブル都市三鷹の実現に向けた施策の検討に生かしていく予定です。

※報告書の全文は同大学ホームページHP <http://www.mitaka-univ.org/>に掲載しています。